

国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度は、学生の方が申請により保険料の納付が猶予される制度で、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を得ることができます。

就学にあたり、保険料の納付が困難な場合は、一定の所得以下であれば、申請によって保険料の納付が猶予され、10年以内の後払い(追納)ができます。

●**対象者** 大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(夜間部、定時制および通信制課程を含む)などに在学している20歳以上の学生などで、本人の所得が基準以下の方

※各種学校の対象は、学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

●**必要書類** 学生証または在学期間がわかる在学証明書(原本)、年金手帳もしくは本人確認ができるもの

●**申請方法** 必要書類を持参の上、保健医療課または各支所市民生活課で申請してください。

※申請は毎年必要です。現在、平成29年度分の申請を受け付けています。

●**所得基準を超えている方の特例** 学生納付特例の所得基準を超えている方でも、申請年度の前年の1月1日以後に、失業や天災などの理由により、所得に大きな変動がある場合は、特例として認められる場合があります。

●**その他** 詳細はお問い合わせください。

☎保健医療課
☎(0771)68-0011

当事者団体活動に助成金を交付します

南丹市内で活動する当事者団体の充実と発展のため、赤い羽根共同募金を財源に活動に必要な資金を助成します。

※「当事者団体」とは、同じハンディキャップのある方々が、悩みや問題を共有し、問題の解決を図ることを目的に組織されたグループをいいます。ただし、指定助成団体(各町介護者の会、南丹市身体障害者福祉会、精神保健福祉推進家族会、難聴者の会)は除きます。

●**対象団体** 市内で活動する当事者団体

●**対象経費** 4月1日～平成30年3月31日の間に、活動資金として要する費用のうち、①謝金、②旅費交通費、③消耗品費、④研修費、⑤印刷製本費、⑥通信運搬費、⑦賃借料、⑧備品購入費および⑨その他必要と認める経費

●**助成金額**

構成人数	助成額(上限)
3～19人	2万円
20～49人	5万円
50～99人	10万円
100～499人	20万円
500人以上	30万円

●**申請期間** 4月17日(月)～5月15日(月)

●**申請方法** 申請窓口に備え付けの申請用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、南丹市共同募金委員会事務局または市役所各支所、社会福祉協議会各事務所の窓口に提出してください。

●**決定方法** 審査委員会において、書類審査およびヒアリングを行い決定します。

●**実施報告** 活動終了後に、報告書および決算書を提出してください。

☎南丹市共同募金委員会事務局

・南丹市社会福祉協議会地域福祉課

☎(0771)72-3220

・社会福祉課

☎(0771)68-0007

京阪京都交通「ポイントサービス」の開始について

京阪京都交通株式会社において、4月1日から交通系ICカード「ICOCA(イコカ)」を使った「ポイントサービス」が開始されました。

事前に会員登録したICOCAで京阪京都交通バスを利用すると、利用額の10%がポイントになり、運賃以上のポイントが貯まると自動的にポイント精算を行います。利用いただくには「会員登録」が必要です。

また、京阪グループ共通バスカードは、9月30日(土)で発売を終了し、平成30年2月1日(木)から利用できなくなります。

●**会員登録方法** インターネット(京阪京都交通ホームページ)または京阪京都交通案内所、営業所窓口で手続きしてください。

※詳細は、京阪京都交通バス車内、案内所、営業所および南丹市役所などに設置しているパンフレットや、京阪京都交通株式会社ホームページをご覧ください。

☎京阪京都交通株式会社亀岡営業所

☎(0771)23-8000

🌐<http://www.keihankyotokotsu.jp/>